資料編

1　益田市子ども・子育て会議設置規則

平成２６年１月９日
益田市規則第１号
改正　平成３０年４月１日規則第１６号

（趣旨）
第１条　この規則は、益田市附属機関設置条例（平成２５年益田市条例第１３号）第３条の規定に基づき、益田市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。
（補欠委員の任期）
第２条　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（再任）
第３条　委員は、再任されることができる。
（会長）
第４条　子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
２　会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。
３　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
（会議）
第５条　子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。
２　子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　会議の議事にあたり、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（部会）
第６条　子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
２　部会は、子育て会議の委員のうちから会長が指名する者をもって組織し、部会の名称は会長が定める。
３　部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
４　部会長は、当該部会の事務を掌理し、部会において調査審議した結果を子育て会議に報告するものとする。
５　部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
６　子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子育て会議の議決とすることができる。
（庶務）
第７条　子育て会議の庶務は、福祉環境部子ども福祉課において処理する。
（委任）
第８条　この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮り、別に定める。

附　則

（施行期日）
１　この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
２　第５条第１項の規定にかかわらず、最初の会議は、市長が招集する。

附　則（平成３０年４月１日規則第１６号）

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

2　委員名簿

益田市子ども・子育て会議　委員名簿

	氏名	所属／役職	備考
1	福井　一尊	島根県立大学保育教育学科　教授	
2	河野　利文	益田市保育研究会　会長	【会長】
3	山根　史子	益田市保育研究会保護者会連合会　会長	
4	永見　宏樹	益田市私立幼稚園連合会　代表	
5	松本　好則	益田市私立幼稚園 PTA 連合会　会長	
6	田原　恭子	島根県助産師会　代表	
7	中島　恵治	益田市小中学校校長会　代表	
8	田中　健人	益田市小中学校 PTA 連合会　会長	
9	積田　正江	益田市民生委員児童委員協議会　代表	
10	髙島　尊子	島根県放課後児童支援スーパーバイザー　西部地区担当	
11	岩田　綾介	特定非営利活動法人よつばキッズスクール　理事長	

【任期】：2024 年（令和６年）６月１日から 2026 年（令和８年）５月３１日まで

3　子どもの権利条約

日本語訳：（公財）日本ユニセフ協会

出典:（公財）日本ユニセフ協会「子どもの権利条約採択 30 周年各条文のアイコン」

4　用語解説

用　　語	説　　明
ア行	
ＩＣＴ	情報処理・情報通信分野の関連技術の総称
１号認定	満３歳以上で教育の認定を受けている就学前のこども
医療的ケア児	NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童
インクルーシブ保育・教育	こどもの年齢や国籍、障がいの有無にかかわらず、必要な支援を受けながら同じ場所で保育や教育を行う
ＮＰＯ	非営利団体。「Non-Profit Organization」の略称
カ行	
教育・保育施設	保育所、幼稚園、認定こども園、事業所内保育事業所の総称
子育てサロン	子育ての不安や悩みを持つ親同士が気軽に無理なく集い、子育ての相談・情報交換などを通じて子育てを楽しみ、仲間づくりを行う場所
合計特殊出生率	15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの（一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する）
高等職業訓練促進給付金	ひとり親の方が就職の際に有利となる資格の取得を目指して養成機関で修業する期間の生活費を支援する制度
こども家庭センター	児童及び妊産婦の福祉及び母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設
こども家庭ソーシャルワーカー	こども家庭福祉における一体的支援や予防的支援の推進、多機関連携による要保護児童対応等の主導的役割を担う
コミュニティ・スクール	学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための制度（学校運営協議会制度のこと）
コンサルテーション	援助を必要としている人に対し、直接的に介入している他の領域の専門家を心理臨床家が支援する活動のこと
サ行	
里親	親の病気、家出、離婚、そのほかいろいろな事情により家庭で暮らせない子どもたちを、自分の家庭に迎え入れて養育する人のこと
３号認定	満３歳未満で保育の認定を受けているこども
事業所内保育事業所	企業などが従業員のこどもなどを預かる保育施設
児童手当	児童（0 歳から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童）を養育している方へ支給する手当
児童発達支援	障がい児通所支援事業の１事業であり、未就学児の障がいのある児童が対象。日常生活における基本的な動作の指導、技能の付与、集団生活への適応訓練等を提供
児童扶養手当	父母の離婚などで、ひとり親家庭の児童（18 歳に達する日以後の最初の3月 31 日までの間にある児童（障がい児の場合は 20 歳未満））を監護する母又は父等へ支給する手当
主権者教育	国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成していくこと
就学援助制度	経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し学用品費、学校給食費、修学旅行費などを援助する制度
主任児童委員	児童福祉に関する事項を専門的に担当する児童委員
巡回支援事業	幼児教育アドバイザーが教育・保育施設を訪問し、相談対応や助言等を行う事業
障がい児通所支援事業	障がいのある児童や発達に心配がある児童に療育を提供する事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所訪問支援など）

用　　語	説　　明
自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の親の主体的な能力開発の取組を支援するため、教育訓練講座を受講するひとり親家庭の親に対し給付金を支給し、自立の促進を図る制度
スクールカウンセラー	児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなどを行う
スクールソーシャルワーカー	不登校、いじめ、虐待など、さまざまな問題に直面している児童・生徒たちの課題解決を図る専門職
生活困窮者自立支援制度	生活困窮者の相談を受け、ひとりひとりの状況に合わせて、仕事の支援、家賃相当額の支給などの住まいの支援、家計の立て直しの支援などさまざまな支援を行う制度
生活保護制度	生活困窮者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度
青少年育成市民会議	青少年の指導、育成に関する基本的かつ総合的な施策について調査し、青少年の健全育成を図る
タ行	
対話プラス	市内の小・中・高校生と地域の大人が、１対１の対話を通してこれまでの人生を振り返り、自分自身の生き方について考える授業
ダブルケア	育児期間と介護期間が重なること
地域学校協働活動	地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動
地域共生社会	制度・分野ごとの関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会
地域子ども子育て支援事業	子ども・子育て支援法第 59 条に基づき実施する事業
つろうて子育て協議会	地域の中の子どもに関する団体やひとの拠点となるネットワーク。地域総がかりで未来を担う子どもの育成に取組む
DV	ドメスティック・バイオレンス。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと
特別児童扶養手当	20 歳未満で精神又は身体に障がいを有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給される手当
ナ行	
２号認定	満３歳以上で保育の認定を受けている就学前のこども
ハ行	
ＰＤＣＡサイクル	「Plan（計画）」「Do（実行）「Check（調査）」「Action（改善）」、このプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る考え方
ファミリーホーム	家庭環境を失ったこども（複数名）を里親や児童養護施設職員など経験豊かな養育者がその家庭に迎え入れて養育する場
プッシュ型の情報提供	行政などが能動的に情報やサービスを市民に提供する方法
プラットフォーム	システムやサービスの土台や基盤となる環境のこと。サービスの提供者と利用者を繋ぐための場を提供する役割などがある
フリースクール	不登校の子どもに対し、学習活動、教育相談、体験活動などを行う場
ふるさと教育	地域の教育資源（ひと・もの・こと）をいかした教育活動。学校・家庭・地域が一体となってふるさとに誇りを持ち心豊かでたくましい子どもを育むことを目指す
保育所訪問支援	障がい児通所支援事業の１事業であり、未就学児から 18 歳未満の障がいのある児童が対象。保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う
放課後児童クラブ	保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生の放課後の居場所

用　　語	説　　明
放課後等デイサービス	障がい児通所支援事業の１事業であり、学校に就学する障がいのある児童が対象。授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の必要な支援を行う
保幼こ小	保育所、幼稚園、認定こども園、小学校のこと
母子・父子自立支援プログラム	ひとり親家庭の親の自立及び就職を支援するため、個々の状況やニーズに応じて策定するプログラム
ボランティアハウス (放課後子ども教室)	小学生が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民などの参画を得て、放課後などにすべての児童を対象として、学習や体験・交流活動などを行う
マ行	
益田市ひとづくり協働構想	「ひとが育つまち益田」の実現を目指し、「未来の益田市を支える担い手」、「しごとの担い手」、「地域づくりの担い手、リーダー」を育成する取組を個々人のライフステージに従って体系的に網羅した計画
益田版・職場体験	単なる仕事の体験ではなく、そこで働くひとや生き方との出会いを大切にした職場体験。働くひととの出会いを通して、生き方を学ぶ。
益田版接続カリキュラム	益田市の幼児教育、小学校教育の実態を踏まえ、５歳児から小学校１年生前期におけるカリキュラム（教育内容など）。
益田人 100	ライフキャリアを体現しているひと。
マタニティ・ハラスメント	職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント（他者へ不利益や不快感を与える言動など）
マネジメント	設定した目標に沿って組織を運営する
民生委員・児童委員	地域住民（こどもから高齢者まで）の困りごとや心配ごとを聴き、関係者や関係機関へつなぐ活動を行う
メディアコントロール	メディアに接する時間や、メディアに接する内容等を親がしっかり把握し、制限・制御（コントロール）すること
メディアリテラシー教育	必要なときに、必要な情報を効果的に探し出すとともに、見つけた情報を適切に評価・活用できる力を養う取組み
メンタルヘルス	こころの健康状態のこと
ヤ行	
ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者
幼児教育アドバイザー	幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、環境の改善等について助言等を行う者
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し適切な連携・協力を確保するための機関
ラ行	
ライフキャリア教育	自分の人生を能動的に生きていくことができる力を養う教育
ライフステージ	人生の節目を、乳児期、幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期などの段階に分けたもの
ロールモデル	自分の行動や考え方の模範となる人物のこと
ワ行	
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和

益田市こども計画

発行日：2025 年（令和７年）３月
発　行：島根県益田市（福祉環境部子ども福祉課）
〒698-0024　島根県益田市駅前町 17 番１号
益田駅前ビル EAGA　益田市立保健センター内
TEL：0856-31-1380　FAX：0856-22-8833